

大学院における実務経験の審査基準

令和2年9月17日 (公社)日本建築士会連合会会長制定
〔大学院実務経験確認審査委員会 案作成〕

大学院の課程(建築に関するものに限る。)において修得した科目が、建築士法施行規則第1条の2第1項の建築に関する実務の経験(以下「実務経験」という。)に該当するかどうかの判断は、令和元年11月1日国土交通省告示第754号(建築士法施行規則第1条の2第1項第七号の国土交通大臣が定める実務を定める件)によるほか、以下の基準によるものとする。

- 一 科目の授業内容について、シラバス等により確認するものとする。
- 二 実務実習(以下「インターンシップ」という。)及びインターンシップと関連して必要となる科目(以下「インターンシップ関連科目」という。)の対象とするものは、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことを目的としたものとする。
 - ・インターンシップ及びインターンシップと連携した科目群を表象する専門領域及び科目群の設定の基本的な考え方・方針が明確になっているものを対象とする。
- 三 インターンシップは、次のいずれかのものとする。
 - 1) 学生が建築士事務所等において、設計・工事監理の実務(建築工事の指導の監督、建築確認に関するものを含む。)を体験しつつ、実務訓練(リモートワークによるものを含む)を行うプログラム等が組まれていること。
 - ・インターンシップ先は建築設計業務を行う建築士事務所などとし、建築士から指導を受けるものとする。
 - ・なお、建築設備に関するインターンシップにあっては、建築設備事務所等において、建築設備士が指導するものも対象とする。
 - 2) 設計等の実務経験を有する建築士である外部講師や学内教員が、学内で上記と同等以上の実務訓練(リモートワークによるものを含む)を行うプログラムが組まれていること。
 - ・学内で行われる実践的な建築設計スタジオ形式等の科目(具体的な建築物の設計やプロジェクト等を課題として、設計等の実務経験を有する建築士の指導の下に行われる科目で、学外で行われる実務訓練と同等以上となっているものに限る。)は、インターンシップの対象とすることができるものとする。
 - ・なお、建築設備については、建築設備士である外部講師や学内教員が指導するものも対象とする。

3) 1) 及び 2) のリモートワークによる実務訓練内容（対面とオンラインの割合等）については、学内の担当教員が単位認定に十分であると認めるものに限る。

なお、原則としてオンラインのみによる指導は避けるものとするが、感染症の流行状況等により対面指導の実施が困難と認められる場合にあっては、その限りではない。

四 インターンシップ関連科目（講義、演習、実験、実習）については、原則として、インターンシップの単位修得に当たり、必要とされる科目又はインターンシップを補う科目であること。

- ・講義については、原則として、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な内容のもの又は実践的な能力を培うことに資する内容のものを対象とする。
- ・演習については、原則として、建築設計の演習に関するもの（実務訓練と同等とみなせるもの）を対象とする。
- ・工学的な実験、実習については、その内容が建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことと同等とみなせるものを対象とする。
- ・修士設計は、当該課程において単位として認められる場合は対象とする。
- ・修士論文等は、原則として、インターンシップ関連科目の対象としない。

五 当該課程の在学期間のうち、実務経験年数を2年とする場合又は実務経験年数を1年とする場合に、それぞれ必要となる単位数の30単位又は15単位に含めることができるインターンシップ及びインターンシップ関連科目の所要単位数は、次のとおりとする。

1) インターンシップの単位数は、4単位以上とする。（標準的には1ヶ月程度のインターンシップに相当する。）

2) インターンシップ関連科目の単位数は、演習・実習・実験については8単位以下とし、講義については8単位以下とする。

必要単位数		インターンシップの単位数	インターンシップ関連科目の単位数	
実務経験2年	実務経験1年		演習・実習・実習	講義
30単位以上	15単位以上	4単位以上	8単位以下	8単位以下

- ・実務経験年数を2年とする場合は、インターンシップが最低で14単位以上必要となる。
- ・インターンシップ関連科目の科目群の構成においては、「演習・実験・実習」、「講義」の開講科目をそれぞれ8単位以上とすることができます。

インターンシップ関連科目の対象となる具体例

	認められる科目
	インターンシップの単位取得に当たり、必要とされるもの又はインターンシップを補うもの
講義	<p>◆講義については、原則として、建築物の設計又は工事監理に係る実践的な内容のもの又は実践的な能力を培うこととに資する内容のものを対象とする。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築士事務所の経営に関する講義 ・ 建築士の倫理に関する講義 ・ 建築工事監理に関する講義 ・ 建築設計学（論） ・ 建築設計特論 ・ 建築構造設計学（論） ・ 建築設備設計学（論）
演習	<p>◆演習については、原則として、建築設計の演習に関するもの（実務訓練と同等とみなせるもの）を対象とする。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設計演習 ・ 建築構造設計演習 ・ 建築環境設計演習 ・ 建築設備設計演習 ・ 関連法規・規準等に適合するように行う建築設計演習、構造設計演習、設備設計演習 ・ 修士設計（単位として認められるものに限る。）
実験 実習	<p>◆工学的な実験、実習については、その内容が建築物の設計又は工事監理に係る実践的な能力を培うことと同等とみなせるものを対象とする。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築構造実験（実習） ・ 環境工学実験（実習） ・ 建築設備実験（実習） ・ 建築材料実験（実習） ・ 部材・接合部・架構の設計、製作管理及び性能確認を含む構造実験 ・ コンクリート材料、溶接、木質材料等の製作管理及び性能確認を含む材料実験 ・ 地盤調査に関する実験・測定 ・ 温熱、室内空気、音響、光又はエネルギーに関する環境測定及びシミュレーション演習

(注) 上記の科目名は例示に過ぎず、実際の審査では、科目名称で判断するのではなく、シラバス等で内容を確認して判断することとしている。